

令和 7 年 3 月
大 東 市 議 会
定 例 月 議 会 議 案

条 例 新 旧 対 照 表
【 追 加 】

大東市消防団員等公務災害補償条例 新旧対照表

新
第 1 条 ～ 第 4 条 （略） （補償基礎額）
第 5 条 （略）
2 （略）
（1） （略）
（2） 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、 <u>9, 7 0 0 円</u> とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、 <u>1 4, 5 0 0 円</u> を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。
3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第 1 号に該当する扶養親族については 1 人につき <u>1 0 0 円</u> を、第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき <u>3 8 3 円</u> を、 <u>第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 2 1 7 円</u> を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。
（1） ～ （6） （略）
4 扶養親族たる子のうちに 1 5 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から 2 2 歳に達する日

主要改正点

- ・ 非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額を引き上げたこと。
- ・ 扶養親族のある非常勤消防団員等の補償基礎額に係る加算額を改めたこと。

旧
第 1 条 ～ 第 4 条 （略） （補償基礎額）
第 5 条 （略）
2 （略）
（1） （略）
（2） 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、 <u>9, 1 0 0 円</u> とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、 <u>1 4, 2 0 0 円</u> を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。
3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第 1 号 <u>又は第 3 号から第 6 号までのいずれかに</u> 該当する扶養親族については 1 人につき <u>2 1 7 円</u> を、第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき <u>3 3 3 円</u> を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。
（1） ～ （6） （略）
4 扶養親族たる子のうちに 1 5 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から 2 2 歳に達する日

新

以後の最初の３月３１日までの間にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、１６７円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもつて補償基礎額とする。

第 6 条 ～ 第 2 9 条 （略）

別表 補償基礎額表（第 5 条関係）

階級	勤務年数		
	１０年未満	１０年以上２０年未満	２０年以上
団長及び副団長	<u>１２，９００円</u>	<u>１３，７００円</u>	<u>１４，５００円</u>
分団長及び副分団長	<u>１１，３００円</u>	<u>１２，１００円</u>	<u>１２，９００円</u>
部長、班長及び団員	<u>９，７００円</u>	<u>１０，５００円</u>	<u>１１，３００円</u>

備考 （略）

旧

以後の最初の３月３１日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、１６７円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもつて補償基礎額とする。

第 6 条 ～ 第 2 9 条 （略）

別表 補償基礎額表（第 5 条関係）

階級	勤務年数		
	１０年未満	１０年以上２０年未満	２０年以上
団長及び副団長	<u>１２，５００円</u>	<u>１３，３５０円</u>	<u>１４，２００円</u>
分団長及び副分団長	<u>１０，８００円</u>	<u>１１，６５０円</u>	<u>１２，５００円</u>
部長、班長及び団員	<u>９，１００円</u>	<u>９，９５０円</u>	<u>１０，８００円</u>

備考 （略）

印刷物番号

6 - 9 9
